

関税分類について

名古屋税關 業務部
首席關稅鑑查官

項目

- i . はじめに
- ii . 関税分類の世界統一
- iii . 関税分類の原則
- iv . HS委員会での個別分類事例
- v . おわりに

i. はじめに

EPA税率の確認
(品目ごとに規定)

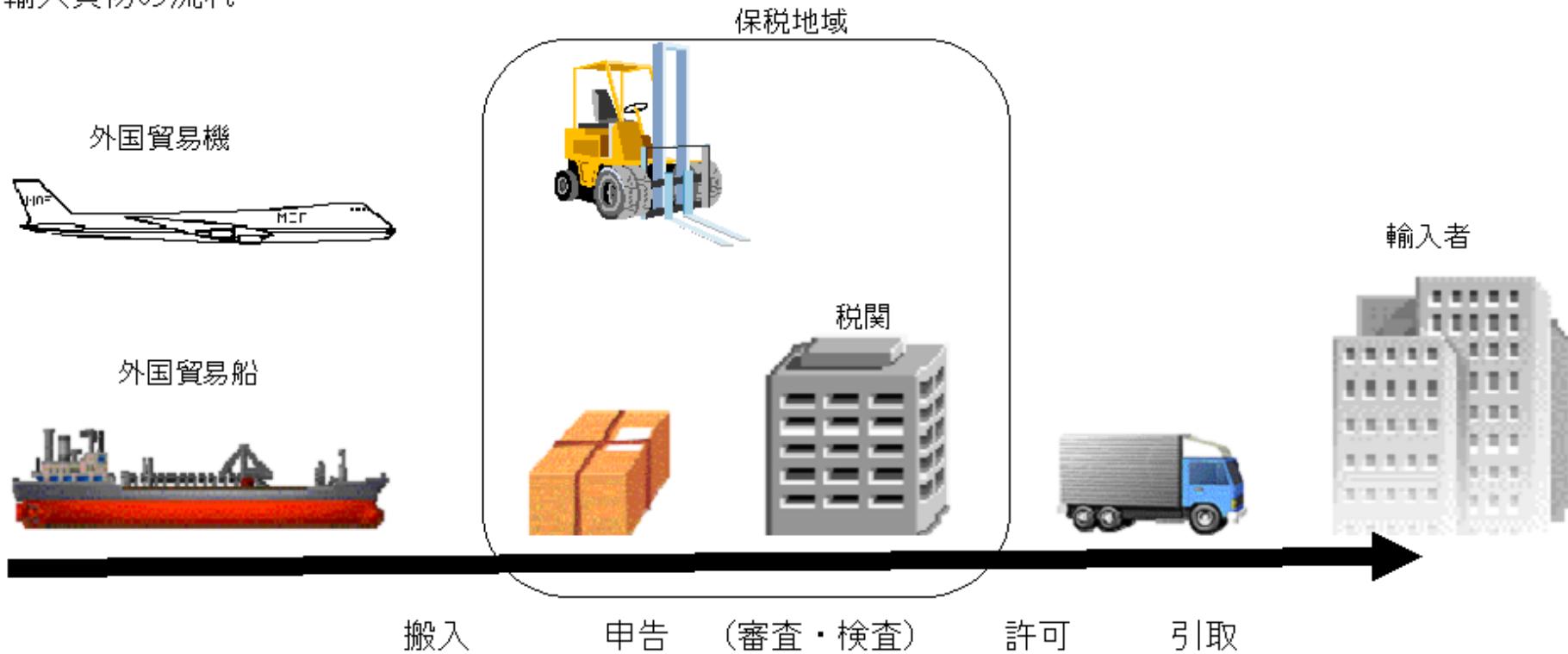
関税分類番号の
決定が重要

原産地規則の確認
(品目ごとに規定)

- ① なぜ、関税分類が必要か
- ② 関税率表に求められていること
- ③ 関税分類の原則

輸入貨物の関税分類(輸出は逆の流れ)

輸入貨物の流れ



関税分類(9,359品目...9ヶタ)

必要な情報
の所在

関税・消費税・その他の税金は…

関税率表上の分類

課税標準

税率

税額

①従価税

関税分類

原産地

4202.11-200

課税価格

従価税率

税額

革製トランク

関税評価

× 10%

②従量税

1512.19-010

KG

従量税率

税額

ひまわり油

× 10.4円

ii. 関税分類の世界統一

■HSの導入

- ・なぜ関税分類が必要か
- ・関税率表(品目表)に求められること
- ・HS誕生の背景

なぜ関税分類が必要か？

①国境を跨いでさまざまな物品が貿易取引

- 生きている動物、肉、野菜、石油、書籍、衣類、工作機械、コンピューター、DVD、おもちゃ、骨董、水、電気、武器、廃棄物、覚せい剤……

②国、国際機関、民間企業にとって、物品により目的の異なる扱いが必要

- 有税/無税、貿易統計の把握、原産地の決定、規制の対象か ……

※あらゆるものが世界中で一義的に分類される表が求められる

⇒ 世界共通の品目表の開発、作成。

品目表に求められること

- ・すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- ・一つの物品は必ず一つのカテゴリーに分類されること
- ・解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- ・国際的に広く利用されること
- ・時代の変化に合わせてアップデートされること

HS誕生の背景

①関税協力理事会品目表(CCCN)

世界貿易の75%をカバー【米、加は使用せず】

②真に国際的な品目表の作成を目指して

1973年～1983年 作成作業

1988年 HS条約発効

③世界税関機構(WCO)が作成

④世界貿易の98%超※をカバー (200以上の国・地域が使用)

(※)WCO事務局調べ

条約締約国 148(147か国・地域+EU)【2013年10月1日現在】

HS:商品の名称及び分類についての統一システム

(Harmonized Commodity Description and Coding System)

HS品目表: 世界共通の6桁番号

日本の関税率表: 世界共通の6桁番号 + 日本独自の3桁番号

主要目的:国際貿易の容易化 (多目的な品目表)

〈HS導入前〉

- ①主要貿易国間で異なる分類システムを使用
- ②国際貿易の過程で一つの分類システムから他の分類システムへの再分類に要する費用と時間の無駄

〈HS導入後〉

- ①問題解決のため世界各国で受入可能な分類システムとして開発
- ②世界貿易のほとんどすべてがHSを使用
- ③国際貿易の世界共通言語

〈関税率表の設定〉

- ①国際貿易統計の編纂
- ②原産地の決定
- ③貿易交渉(例; WTO EPA)
- ④貿易制限物品のモニター(例; オゾン層破壊物質、麻薬、ワシントン条約該当物品等)
- ⑤セキュリティー確保の手段

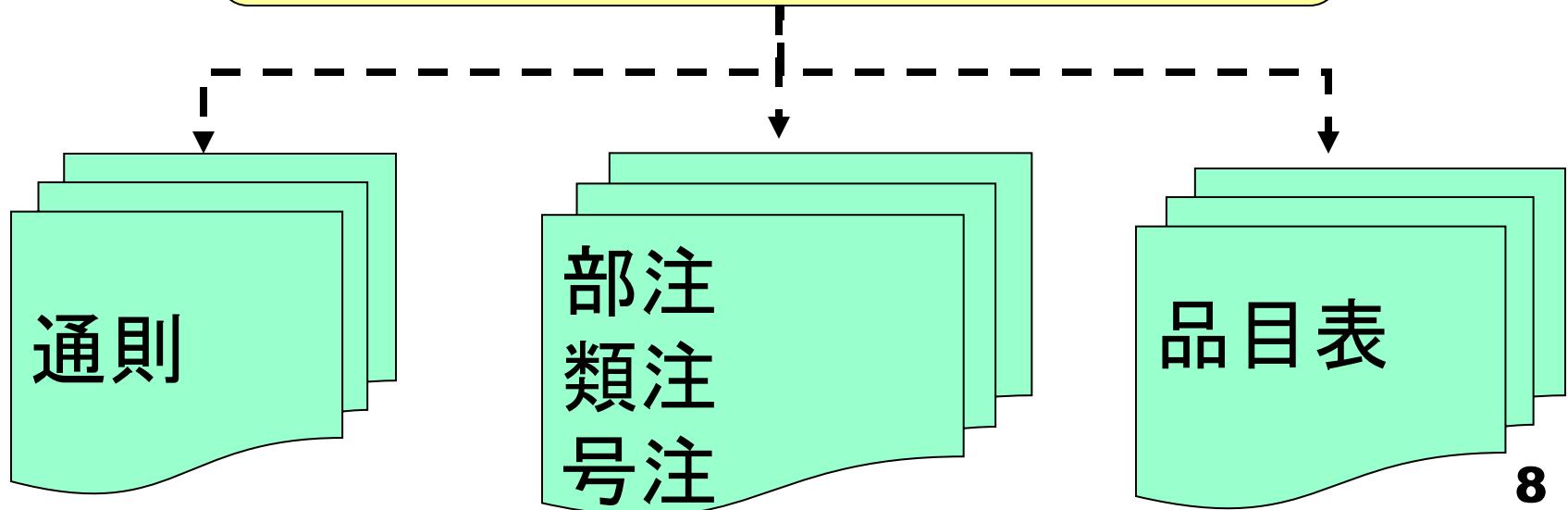
体系的・統一的な分類システム

HS条約の構造

本文

- 前文
- 第1条から第20条

附属書「統一システム」



HS条約の規定(一部)

【第3条 締約国の義務】

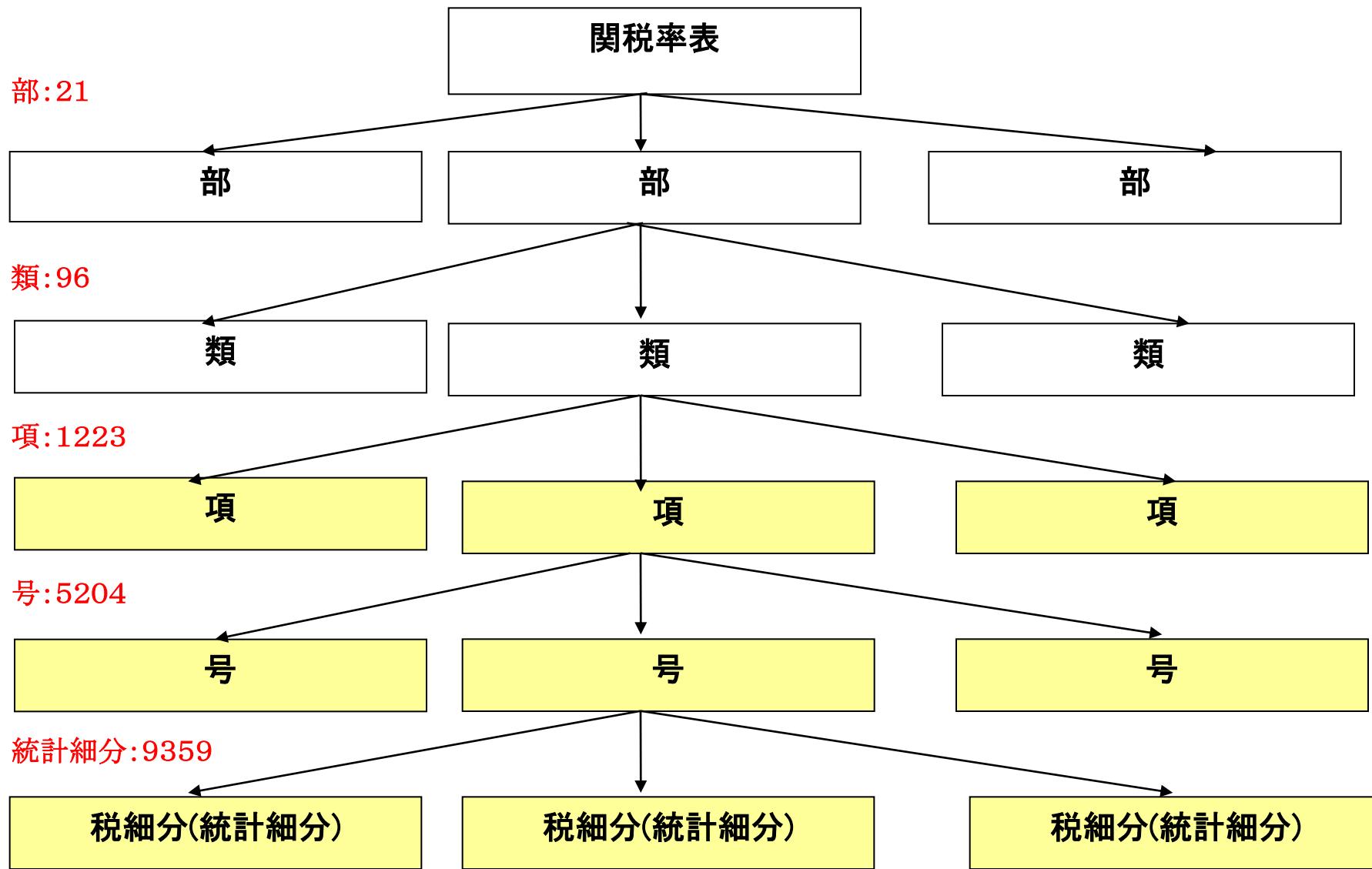
- ①関税率表及び統計品目表をHSに適合
 - 全ての項(4桁)及び号(6桁)の使用
 - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
 - HSの数字上の配列に従う
- ②HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- ③HS6桁を超える細分の設定

【第6条 統一システム委員会】

- ①HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- ②HS条約締約国によって構成
 - (ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- ③年2回、WCO本部で開催

日本の関税率表の構造

部:21



HS(項・号)及び統計細分の構成(例:ヘリウム)

HS

項番号: 最初の2桁は、類番号を示す。

3及び4番目の桁は、類の中の位置を示す。

号番号: 項は、更に2以上に分割されることがある。

日本

統計細分: 号は、更に2以上に分割されることがある。

項	号	統計細分	品名
28.02	2802.00	2802.00-000	昇華硫黄、沈殿硫黄及びコロイド硫黄
28.04			水素、希ガスその他の非金属元素
	2804. 10	2804. 10-000	水素 希ガス
	(2804. 2)		1段落ち
	2804. 21	2804. 21-000	アルゴン
	2804. 29		その他もの
		2804. 29-100	ヘリウム
		2804. 29-200	その他もの

トップ > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表) > 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2013年4月版)

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate									
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand
第1節 元素											
28.01	ふつ素、塩素、臭素及びよう素						無税	無税	無税	無税	無税
2801.10000	塩素	3%		2.5%	無税						
2801.20000	よう素	無税		(無税)							
2801.30000	ふつ素及び臭素	無税		(無税)							
28.02	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税
2802.00000											
28.03	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除。)	4.6%					無税	無税	無税	無税	無税
2803.00000											
28.04	水素 希ガスその他の非金属元素						無税	無税	無税	無税	無税
2804.10000	水素	3.9%		3.3%	無税						
	希ガス										
2804.21000	アルゴン	無税		(無税)							
2804.29	その他のもの	無税		(無税)							
100	- ヘリウム										
200	- その他のもの										
2804.30000	窒素	3.9%		3.3%	無税						
2804.40000	酸素	3.9%		3.3%	無税						
2804.50000	ほう素及びテルル	3.9%		3.3%	無税						



iii. 関税分類の原則

- 6桁までは、国際的な枠組みで決定

関税率表の解釈に関する通則【通則】

- 項レベル(4桁)の分類は、通則1～5までで決定される。
【通常、殆どのケースは通則1～3までにより決定される。】
- **通則1**
(4桁の規定及びこれに関連する部注、類注並びに6桁の規定による。)
- 混合物の場合等、通則1で決定できない場合 →通則2、3により決定
- **通則3(a)**
最も特殊な限定をして記載 > 一般的な記載
(次頁の事例参照)
- **通則3(b)**
混合物、異なる材料から成る物品、セット…
重要な特性を与えていいる材料／構成要素から
成るものとして決定。
- **通則3(c)**
数字上の配列において最後となる項

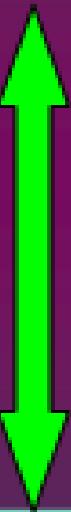
事例1

通則3(a) 最も特殊な限定をして記載している項

84. 67項

原動機を自藏する
手持工具

電気
かみそり



85. 09項

電動装置を自藏する
家庭用電気機器



85. 10項

電気かみそり

最も特殊な限定
をした記載



事例2

①自動車用の纖維製マット

纖維製床用敷物(第57. 03項)

VS

自動車の付属品(第87. 08項)



②自動車用のタイヤ

タイヤ(第40. 11項)※新品の場合

VS

自動車の部分品(第87. 08項)

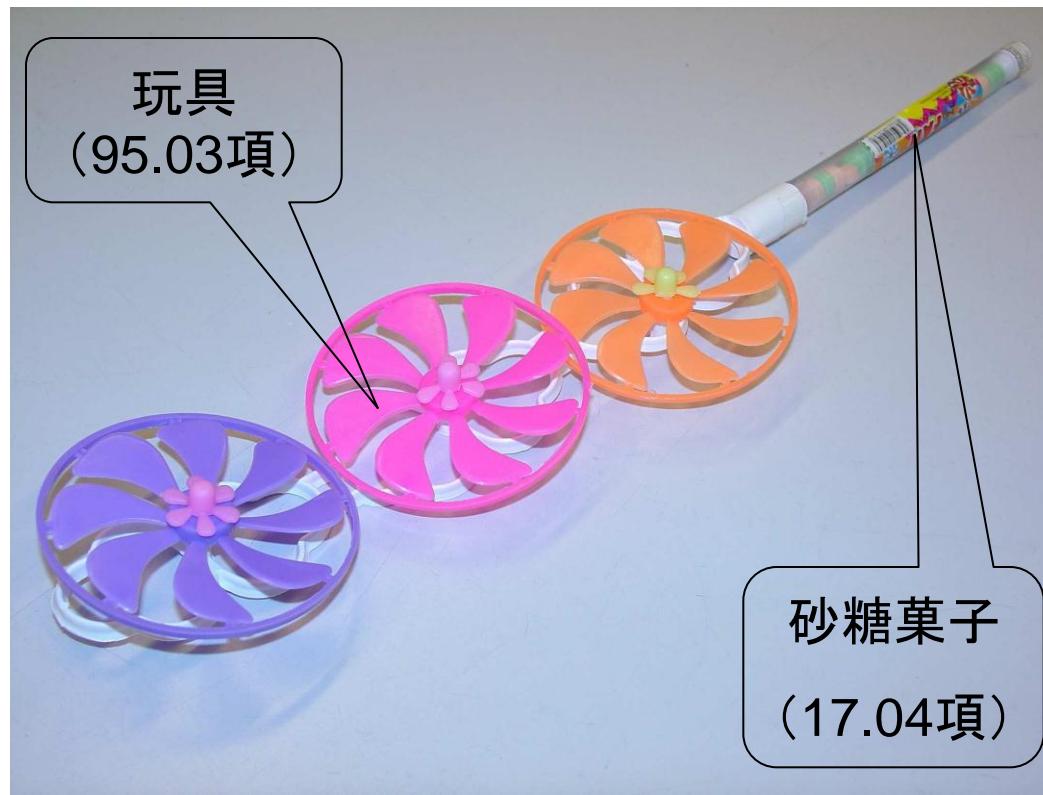


iv. HS委員会での個別分類事例

- 通則3(b)
重要な特性を与えていた構成要素

事例3 玩具とお菓子のセット

⇒ HS委員会の当初決定 (分離課税)



■ 通則3(b)「小売り用のセット」

セットを構成する全ての物品が、ある特定の必要性を満たすため又はある特定の活動を行うための関係でないと、セット課税できない。

小売用のセットにした物品

【肯定事例】
スパゲッティセット(箱入り)

- ・生スパゲッティ
19.02 協30円/Kg



- ・粉チーズ
04.06 協26.3%



- ・トマトソース
21.03 協17%



重要な特性

小売用のセットにした物品

【否定事例】 贈答缶詰セット



事例3 HS委員会の決定(分類変更) 分離課税 ⇒ 玩具(セット)

= 税率変更



全体を玩具(95.03項)
として一括分類

第95類注4 (2007年HS改正で新設)

4. この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と一以上の物品(関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。)とを組み合わせたものを含む(小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。)。

⇒ 通則3(b)の「小売り用のセット」と認められない場合でも、玩具に重要な特性を有する小売り用の物品は、玩具(95.03項)で分類されることとなった。

V. おわりに

- 事前教示制度
- 税関HPで検索できる参考情報

文書による



事前教示の ご案内



名古屋税関 業務部

事前教示とは？

貨物を輸入する際、輸入申告に併せて、税関に開税の納税申告をする必要があります。

事前教示とは、この納税申告に必要な、開税率表上の所属区分及び開税率（開税分類・原産地）、課税価格の計算方法（開税評価）等について、事前に税関に照会し、回答を受けておく制度です。



(※ 写真及びイラストはイメージです。)



事前教示にはこんなメリットが！

事前教示には、文書で照会し文書で回答を受ける方法と口頭で照会し口頭で回答を受ける方法がありますが、文書で回答を受けていれば、輸入の際、次のようなメリットがあります

- ☆ 文書での回答内容は、3年間、日本全国の税関で尊重されます
- ☆ 事前に税率・課税価格がわかり、原価計算等に役立ちます
- ☆ 原産地の誤り等によるトラブルを回避できます
- ☆ ライセンスの取得等、必要な手続きを知ることができます
- ☆ 税関での審査時間が短縮され迅速に通関されます

手続きはどうすれば・・・？

「事前教示に関する照会書」^(注)に必要事項を記載し、以下の資料等と併せて、下記【問い合わせ先】の担当部門に提出してください。

また、記載方法や必要な資料等のご案内をしておりますので、担当部門までお気軽にご相談ください

- ☆**開税分類**-貨物のサンプル、写真、原材料・加工工程のわかるもの等
- ☆**原産地**-加工工程、原材料の調達国(地域)のわかるもの等
- ☆**開税評価**-取引に関する契約書、仕入書等



【問い合わせ先】
名古屋税関 業務部

〒455-8535 名古屋市港区入船2-3-12 (地下鉄名古屋港駅下車)
開税分類については 開税鑑査官 052-654-4139
(開税鑑査官のEメールアドレスは: nagoya-gyomu-kansai@customs.go.jp)

原産地については 原産地調査官 052-654-4205
開税評価については 開税評価官 052-654-4158
その他税関手続き等については 税關相談官 052-654-4100

(注) 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) には「事前教示に関する照会書」(開税分類照会用(税関様式 C 第 1000 号)、原産地照会用(税関様式 C 第 1000 号-2)、開税評価照会用(税関様式 C 第 1000 号-6)) 等、開税制度に関する各種の様式を準備しています。

さらに、税関ホームページには開税に係る種々の制度についてさらに詳しい説明を準備しましたので、ご活用ください。

2012.6

税関HPで検索できる参考情報

品目分類及び税率関係

- ・実行関税率表

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

- ・関税率表解説 / 分類例規

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

- ・事前教示回答(品目分類)【有効な事前教示回答書の検索が可能】

<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>

- ・輸入貨物の品目分類事例【主要な分類事例を掲載】

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

HP共通: 所管法令
関連法令
告示
通達
周知 等

www.customs.go.jp

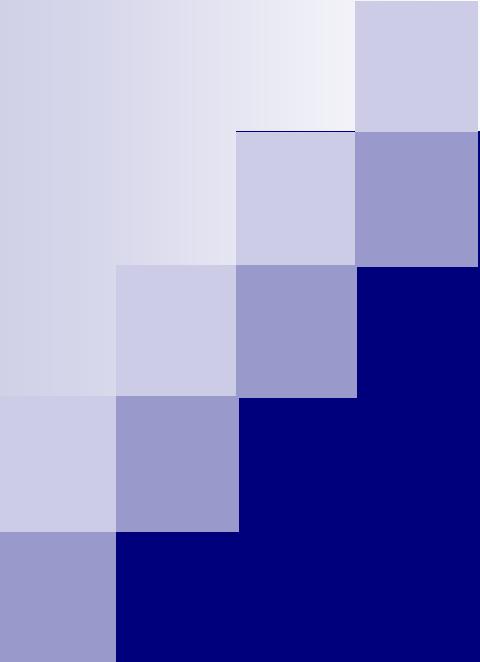
各税関の関税分類担当部門

- 函館税関業務部関税鑑査官 0138-40-4716
- 東京税関業務部首席関税鑑査官 03-3529-0700
- 横浜税関業務部首席関税鑑査官 045-212-6156
- **名古屋税関業務部首席関税鑑査官**

nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp

052-654-4139

- 大阪税関業務部首席関税鑑査官 06-6576-3371
- 神戸税関業務部首席関税鑑査官 078-333-3118
- 門司税関業務部首席関税鑑査官 050-3530-8373
- 長崎税関業務部関税鑑査官 095-828-8669
- 沖縄地区税關 関税鑑査官 098-862-8692



ご清聴ありがとうございました

名古屋税関 業務部
首席関税鑑査官